

マイナンバー制度について



マイナちゃん

総務省自治行政局
住民制度課長
篠原 俊博



マイキーくん

マイナンバー制度の概要

マイナンバー制度の導入趣旨

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である。

社会保障・税・災害対策の各分野で番号制度を導入

効果

- より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる
- 真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる
- 大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる
- 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる
- ITを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する
- 行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる

実現すべき社会

- より公平・公正な社会
- 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会
- 行政に過誤や無駄のない社会
- 国民にとって利便性の高い社会
- 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会

番号制度導入によるメリット ～導入前～

住 民

各種手当の申請時、関係各機関を回って、**添付書類を揃える**。



各種手当の申請時に必要となる情報(例)

- ・住民票関係情報(市町村長)
- ・地方税関係情報(市町村長)
- ・障害者関係情報(都道府県知事)
- ・医療保険給付関係情報(医療保険者)
- ・年金給付関係情報(公的年金給付の支給者)

各種添付書類等



行政機関・地方公共団体等の間や、各団体内部の業務間における**情報の連携が不足**していること等から、**本来給付を受けることができるが未受給となっている者**がいる一方で、**本来給付を受けることができないにもかかわらず不正に給付を受けている者**がいる状況が発生。

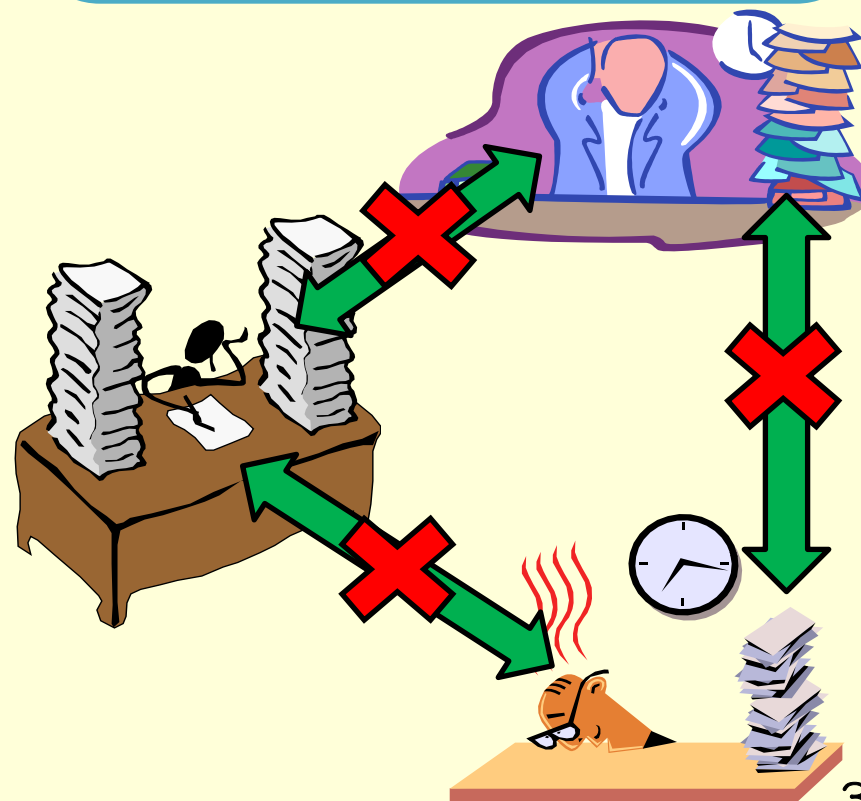
「住民」と「行政」の両者にとって過重な負担

行 政

① 確認作業等に係る業務に**多大のコスト**

- ・住民に提供されるサービスの受給判定のために、他自治体、関係機関から収受した情報を確認する手間・作業の負担が大きい。
- ・外部から提供されたデータと自治体内で保管するデータとを結びつける作業時に、**転記・照合・電算入力ミス**が発生する可能性。
- ・手作業による事務、書類審査が多く、手間と時間、費用がかかる。

② 業務間の**連携が希薄**で、**重複して作業**を行うなど、**無駄な経費**が多い。



マイナンバー制度の概要

番号制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤（インフラ）である。

個人番号

- 市町村長は、住民票コードを変換して得られる個人番号(12桁)を指定し、通知カードにより本人に通知

個人番号カード

- 市町村長は、申請により、顔写真付きの個人番号カードを交付
- 個人番号カードは、本人確認や番号確認のために利用

法人番号

- 国税庁長官は、法人等に、法人番号(13桁)を指定し、通知
- 法人番号は原則公開され、民間での自由な利用が可能

個人情報保護

- 法定される場合を除き、特定個人情報の収集・保管を禁止
- 国民は情報提供等記録開示システムで、情報連携記録を確認
- 個人番号の取扱いを監視・監督する特定個人情報保護委員会を設置
- 特定個人情報ファイル保有前の特定個人情報保護評価を義務付け

情報連携

- 複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み

個人番号の利用分野

社会 保 障 分 野	年金分野	年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用
	労働分野	雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 ハローワーク等の事務等に利用
	福祉・医療・ その他分野	医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続に利用 福祉分野の給付を受ける際に利用 生活保護の実施等に利用 低所得者対策の事務等に利用
税分野		国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載 当局の内部事務等に利用
災害対策分野		被災者生活再建支援金の支給に関する事務に利用 被災者台帳の作成に関する事務に利用

- 上記の他、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて**条例**で定める事務に利用(第9条第2項)。

マイナンバーの利用範囲の拡大等について

『世界最先端IT国家創造宣言』(平成26年6月24日閣議決定)等を踏まえ、さらなる効率化・利便性の向上が見込まれる分野についてマイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用を図るとともに、マイナンバー制度の主たる担い手である地方公共団体の要望等を踏まえ、所要の整備を行う。

1. 預貯金口座へのマイナンバーの付番

- ① 預金保険機構等によるペイオフのための預貯金額の合算において、マイナンバーの利用を可能とする。
- ② 金融機関に対する社会保障制度における資力調査や税務調査でマイナンバーが付された預金情報を効率的に利用できるようにする。

2. 医療等分野における利用範囲の拡充等

- ① 健康保険組合等が行う被保険者の特定健康診査情報の管理等に、マイナンバーの利用を可能とする。
- ② 予防接種履歴について、地方公共団体間での情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とする。

3. 地方公共団体の要望を踏まえた利用範囲の拡充等

- ① すでにマイナンバー利用事務とされている公営住宅(低所得者向け)の管理に加えて、特定優良賃貸住宅(中所得者向け)の管理において、マイナンバーの利用を可能とする。
- ② 地方公共団体が条例により独自にマイナンバーを利用する場合においても、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とする。
- ③ 地方公共団体の要望等を踏まえ、雇用、障害者福祉等の分野において利用事務、情報連携の追加を行う。

【参考】

『世界最先端IT国家創造宣言』(平成25年6月14日閣議決定) 抄

Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組

3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現

(1) 利便性の高い電子行政サービスの提供

マイナンバーによる情報連携等により、更なる効率化・利便性の向上が見込まれる分野については、制度の趣旨や個人情報の保護等に配慮しつつ、マイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用について検討を進める。

特定個人情報保護委員会の改組について

1. 個人情報全般の保護への所掌事務拡大

現状

マイナンバーについて

- ・適正な取扱いの確保のための監視・監督
- ・特定個人情報保護評価
- ・保護に関する広報・啓発
- ・海外機関との連携・国際協力 等



マイナンバーの事務は引き続き実施しつつ、
新たに個人情報全般の適正な取扱いの確保に所掌を拡大

改組後（平成28年1月からの予定）

マイナンバーについて

- ・適正な取扱いの確保のための監視・監督
- ・特定個人情報保護評価
- ・保護に関する広報・啓発
- ・海外機関との連携・国際協力 等



個人情報全般について

- ・適正な取扱いの確保のための監督
- ・認定個人情報保護団体の監督
- ・個人情報全般に関する広報・啓発
- ・個人情報の取扱いに関するグローバル化への対応 等

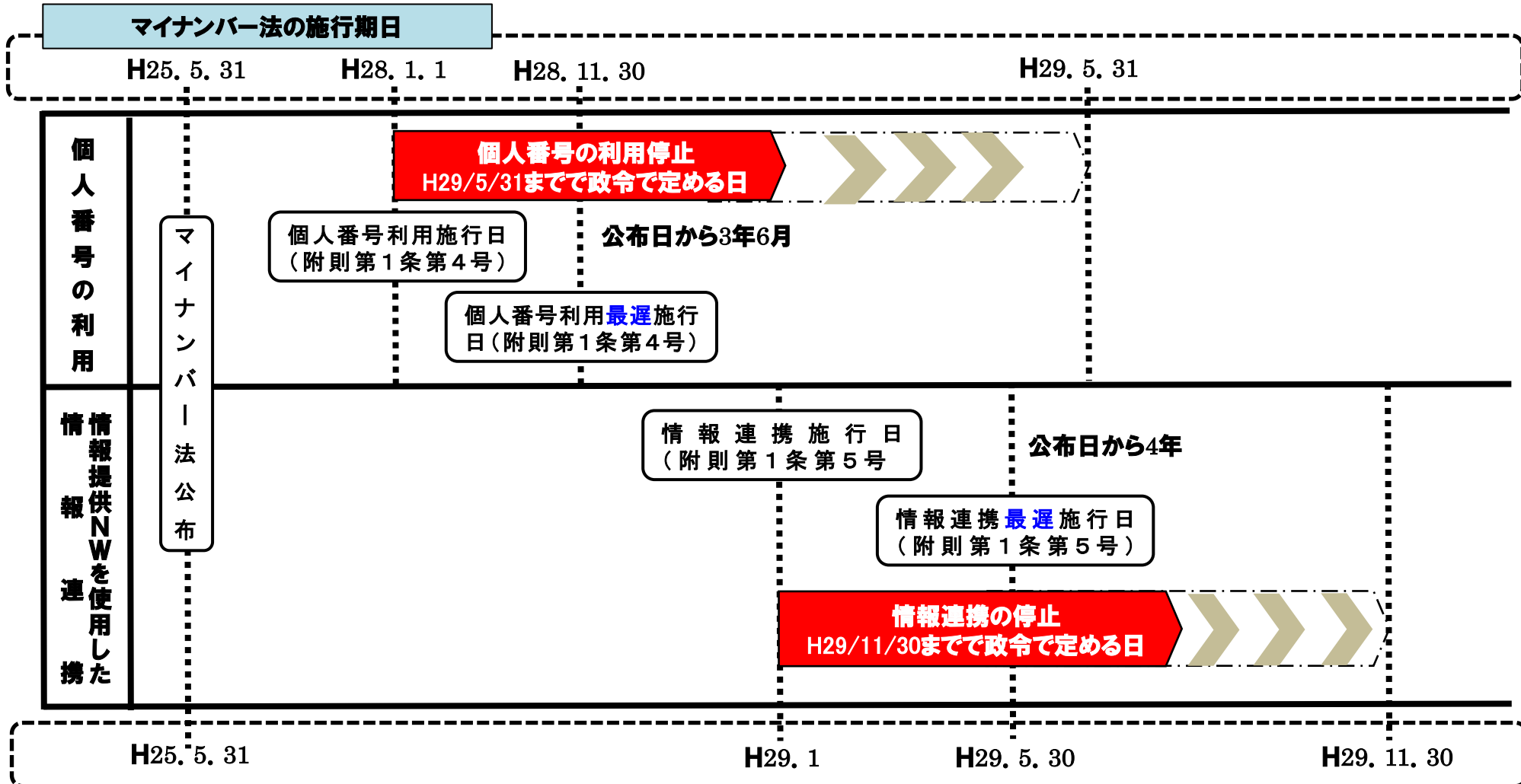
※行政機関等が保有する個人情報の取扱いに関する総務大臣の権限・機能等と委員会の関係については、総務省の研究会において検討中。

2. 組織形態

- ・特別職の委員長及び委員からなる合議制の第三者機関
- ・委員は、国会の同意を得て任命(国会同意人事)され、独立して職権を行使
- ・所掌事務の拡大に伴う体制の強化

日本年金機構に係る経過措置(案)

日本年金機構については、下図に示すとおり、個人番号の利用及び特定個人情報の照会及び提供(情報連携)を行わないものとする。



※附則第1条第4号：(省略) 公布の日から起算して3年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする

※附則第1条第5号：(省略) 公布の日から起算して4年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする

マイナンバー制度における安心・安全の確保

マイナンバー制度に対する国民の懸念

- ・ 個人番号を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された**個人情報**が**外部に漏えい**するのではないかといった懸念。
- ・ 個人番号の不正利用等（例：他人の個人番号を用いた**成りすまし**）等により財産その他の被害を負うのではないかといった懸念。
- ・ 国家により個人の様々な個人情報が個人番号をキーに名寄せ・突合されて**一元管理**されるのではないかといった懸念

制度面における保護措置

- ① 本人確認措置（個人番号の確認・身元（実存）の確認）（番号法第16条）
- ② 番号法の規定によるものを除き、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止（番号法第20条、第28条）
- ③ 特定個人情報保護委員会による監視・監督（番号法第50条～第52条）
- ④ 罰則の強化（番号法第67条～第77条）
- ⑤ マイナポータルによる情報提供等記録の確認（番号法附則第6条第5項）

システム面における保護措置

- ① 個人情報を一元的に管理せず、分散管理を実施
- ② 個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携を実施
- ③ アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
- ④ 通信の暗号化を実施



個人情報の管理の方法について

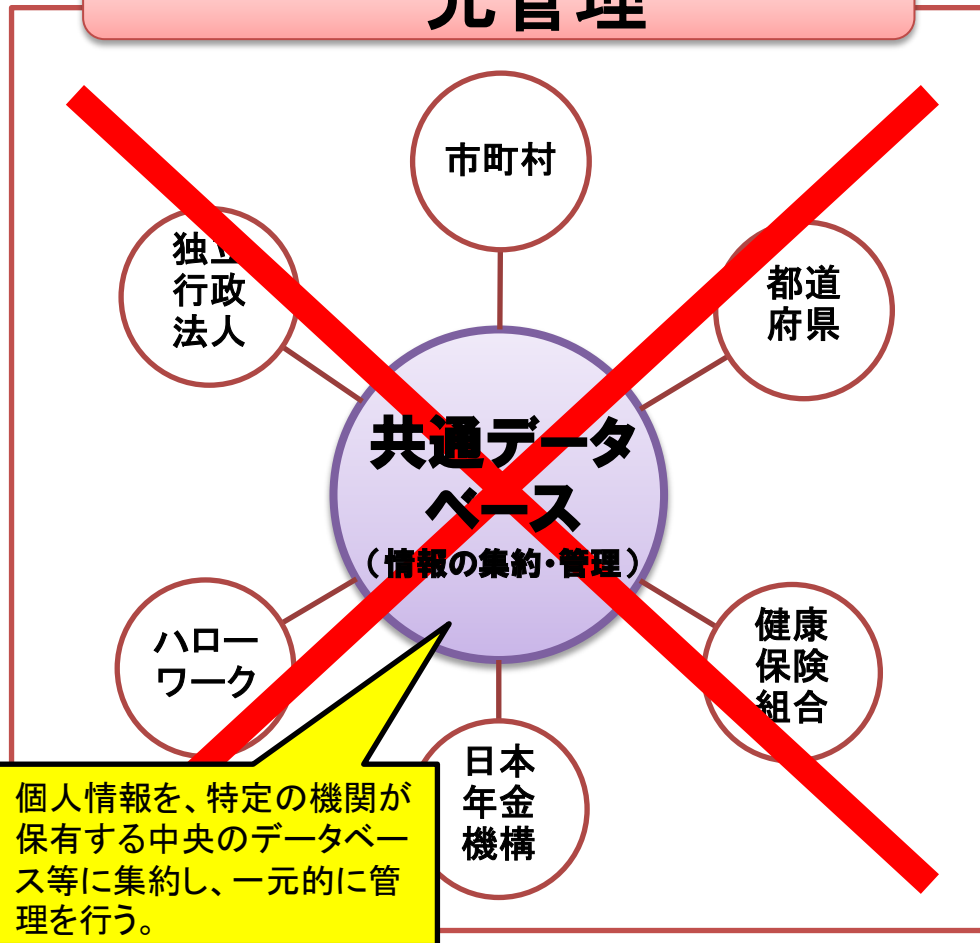


番号制度が導入されることで、各行政機関等が保有している個人情報を**特定の機関に集約**し、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができる『**一元管理**』の方法をとるもの**ではない**。

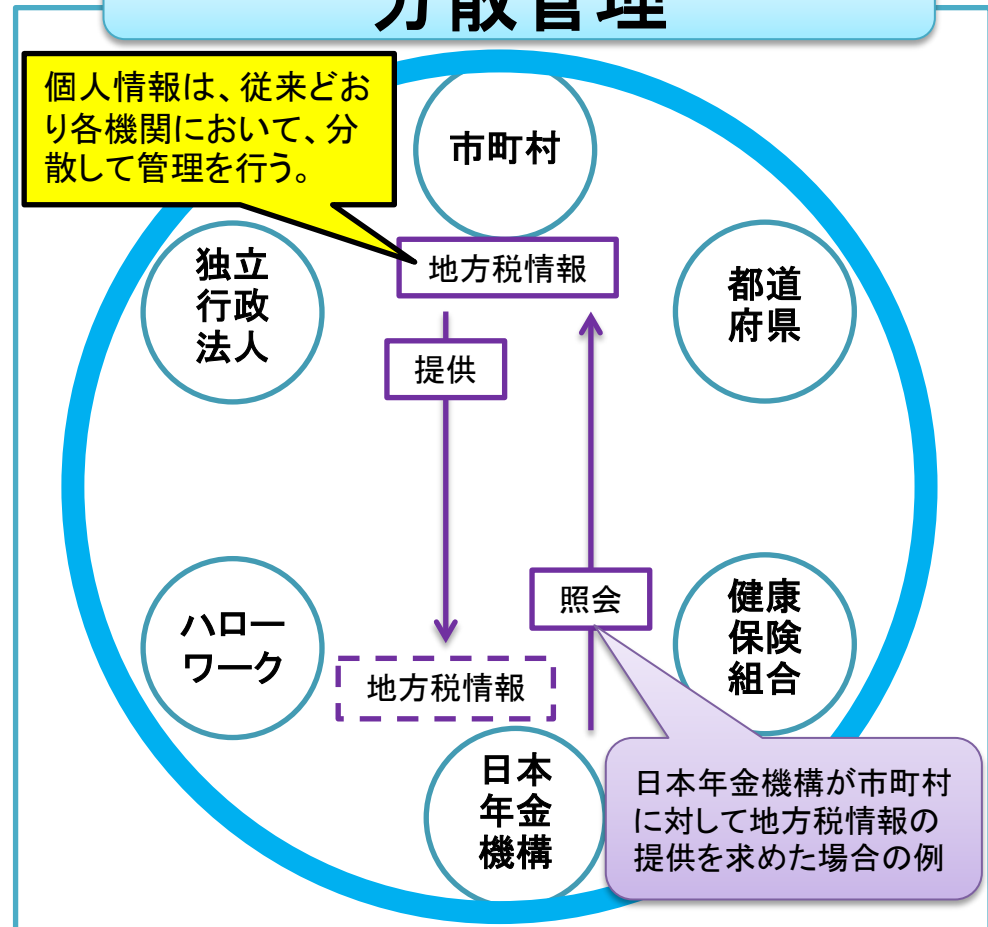


番号制度が導入されても、従来どおり個人情報は**各行政機関等が保有**し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、番号法別表第二で定められるものに限り、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる『**分散管理**』の方法をとるものである。

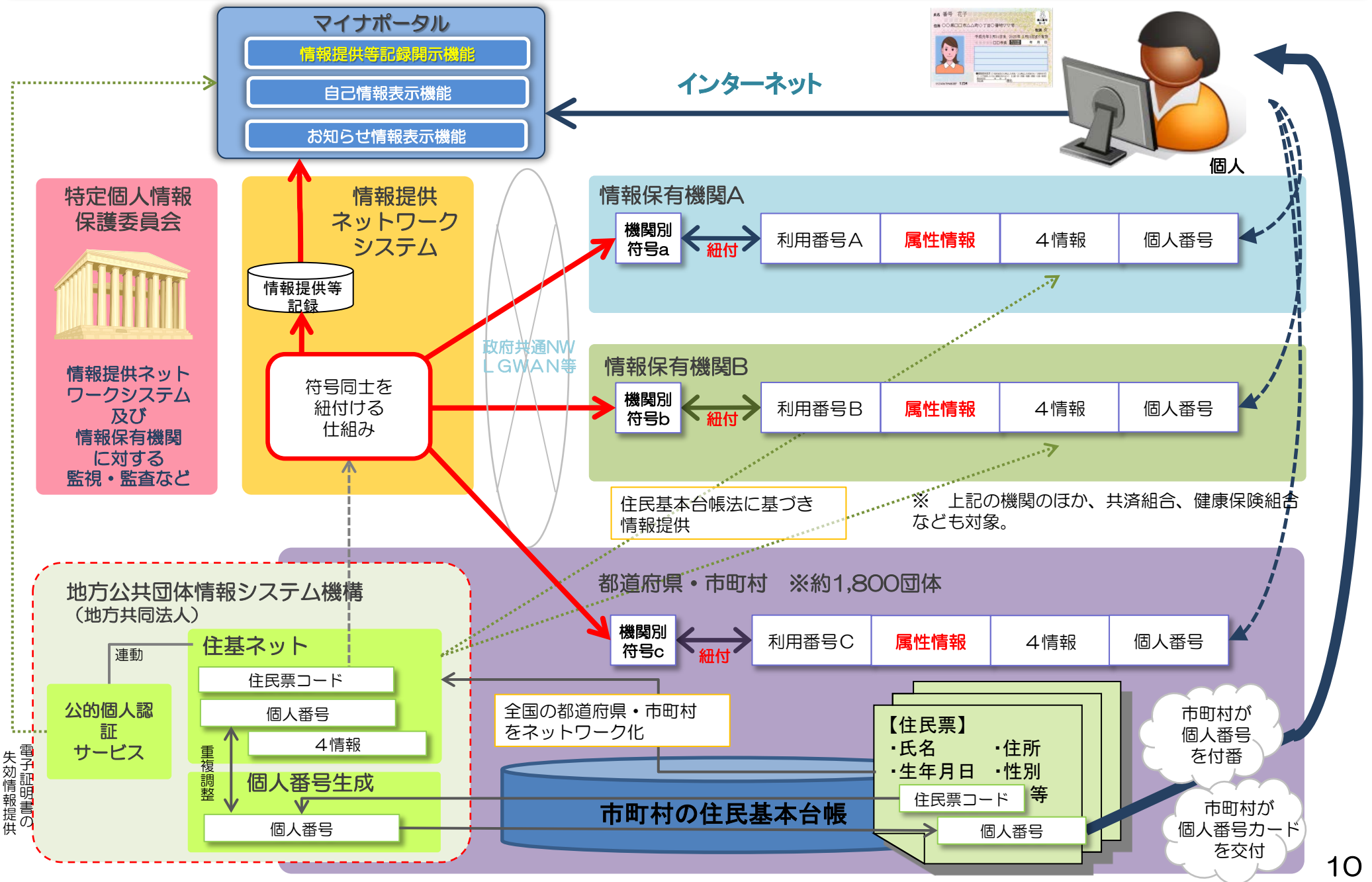
一元管理



分散管理



社会保障・税番号制度における情報連携の全体像



マイナポータル

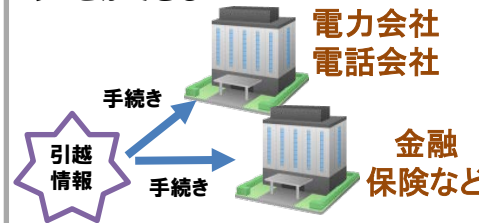
行政機関などが行う情報のやり取り
をチェックできる



行政機関など
がどういった個人情報
を有している
のかを確認
できる

世帯	〇〇
続柄	××
所得	△△

官民様々な手続きをワンストップで行
うことができる



官民の各種ドキュメントを電子的に受
け取ることができる



生命保険料
控除証明書
住宅ローン
残高証明



行政機関などから、各個人に
合った“お知らせ”を受け取れる

お子さんが
予防接種の
適齢期で
す！



社会保険
料控除等
の納付額
年金
支給額等



ねんきん
ネット

年金の減免手続等

e-Tax

税の申告

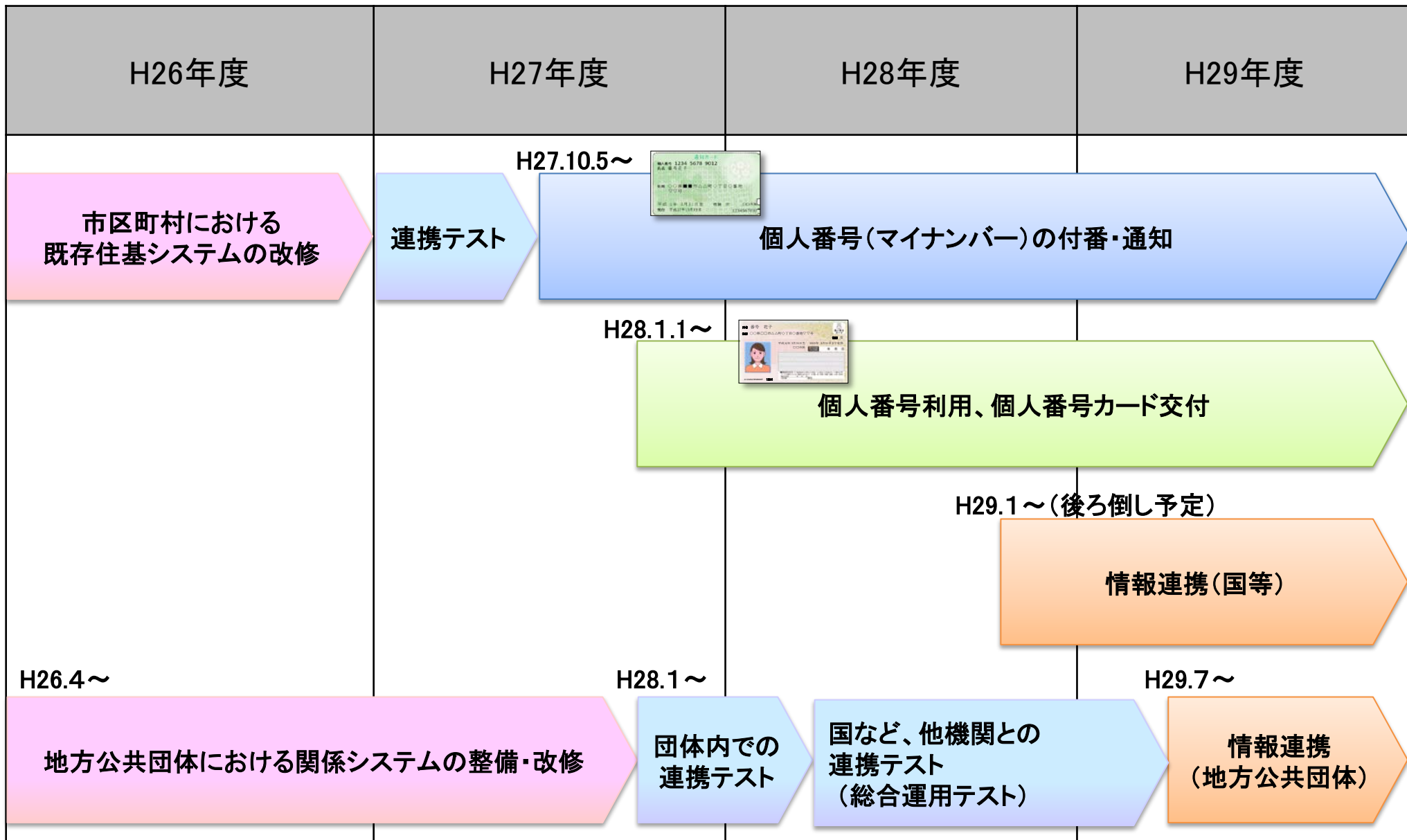


税・社会保険料を
電子的に納付

ネットバンキング、クレジット
カードなどを用いた決済を行
うことができる



マイナンバー制度に係るスケジュール



マイナンバー制度導入による変化

番号制度導入によるメリット ～導入後～

番号で、こう変わる

行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が保有する個人の情報が、**同一人の情報であるということの確認**を行うことができ、行政機関、地方公共団体等の間において当該個人情報の照会・提供を行うことが可能となる。

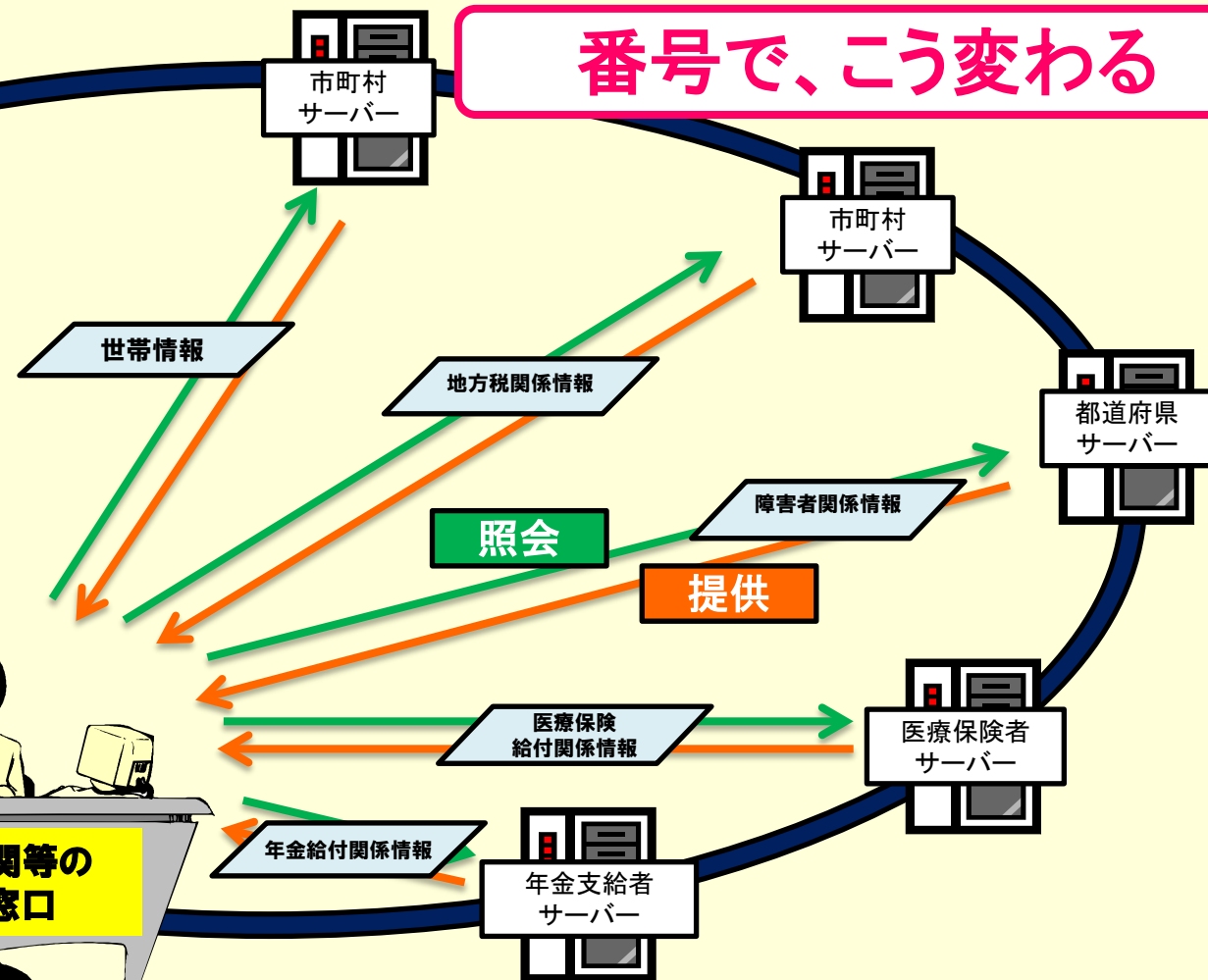
行政機関等の間や業務間の連携が行われることで、より正確な情報を得ることが可能となり、**真に手を差し伸べるべき者に対しての、よりきめ細やかな支援**が期待される。



諸手当申請書



社会保障給付等の申請を行う際に必要となる情報につき、申請者が添付書類等を付することによるのではなく、申請を受けた行政機関等が、関係各機関に照会を行うことで取得することが可能となるため、**申請者が窓口で提出する書類が簡素化される**こととなる。



マイナンバー利用例 ～マイナンバーで暮らしが便利に～

ライフイベント等	行政手続、行政サービス等	従来	制度開始後
国民誰もが便利に	公的な身分証明書の発行	運転免許証やパスポートの取得が必要	個人番号カードは無料で取得可能な公的身分証(図書館利用証、印鑑登録証明書、健康保険証もワンカードに)
	各種証明書の発行	住民票や印鑑登録証明書などの書類を取りに役所に行く必要がある	個人番号カードがあればコンビニなどで書類の取得が可能に(夜間や休日でも取得可能)
子どもが生まれたら・・・	児童手当の支給	毎年、住民票と所得証明書を取りに役所に行く必要がある	役所に書類を取りに行く必要がなくなる(添付書類の削減)
	子どもの予防接種	予防接種が必要な時期を自分で把握する必要があった	マイナポータルで、子どもの年齢に合わせてお知らせが届くように
年金を初めて受け取るとき	年金の裁定請求	住民票や配偶者の課税証明書等を取りに役所に行く必要がある	役所に書類を取りに行く必要がなくなる(添付書類の削減)

さらに

マイナポータルでさらに便利になる施策が講じられる予定

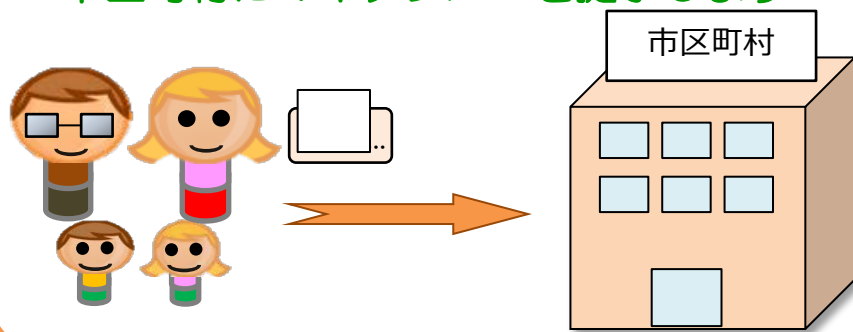
例えば

- ・税の申告や年金の手続などがワンストップで処理可能に
- ・国民年金保険料の免除申請手続をオンラインで
- ・領収書の保存や集計の手間を省いて、医療費控除を簡素化
- ・引っ越しの際、電気・ガス・水道等の届出がワンストップで可能に 等 15

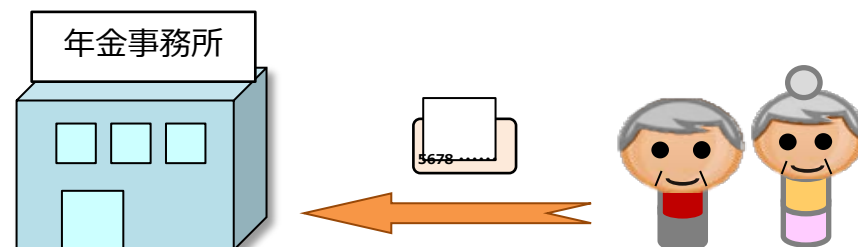
マイナンバーは様々な場面で利用します。



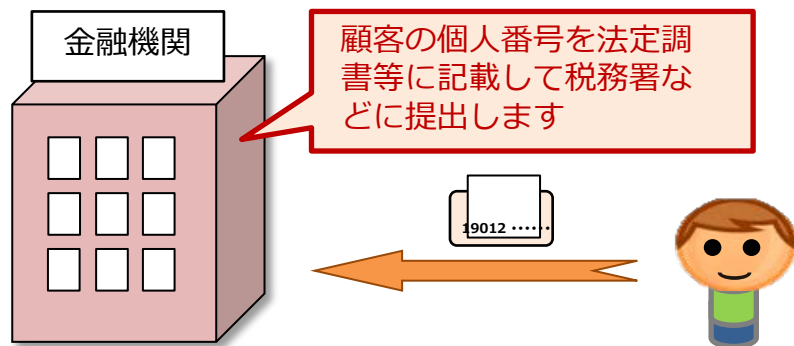
児童手当の認定請求の際に
市区町村にマイナンバーを提示します



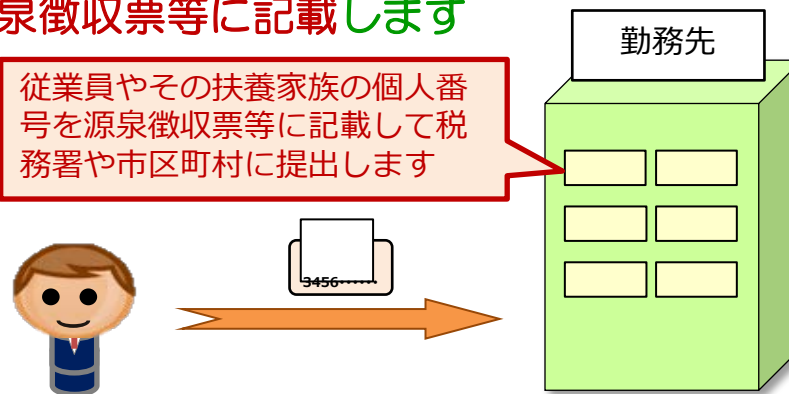
厚生年金の裁定請求の際に年金事務所
にマイナンバーを提示します



証券会社や保険会社等はマイナンバーの
提示を受け、法定調書等に記載します



勤務先はマイナンバーの提示を受け、源泉徴収票等に記載します



国民の皆さまは行政機関や民間企業等へのマイナンバーの提供が必要となります。

マイナンバーの提供を求められる主なケース(平成28年1月18日現在)

法律に基づき、社会保障や税の行政事務に利用するため、勤務先や金融機関等からマイナンバーの提供を求められることがあります。

※マイナンバーを提供する際は、個人番号カード等の本人確認書類をご用意ください。**なお、下記の提供を求める者から電話をかけてマイナンバーの提供を求めることはありません。**

※民間事業者がマイナンバーを目的外で利用したり、行政機関と民間事業者のデータベースがネットワークでつながることもありません。

※マイナンバー制度の導入後も、行政機関が把握できる個人情報の種類は今までどおり法令に基づくものに限られており、行政機関が何でも把握できるようになるものではありません。

提供を求める者 (※代理人又は委託を受けた者も含む)	提供する必要のある者
勤務先	・給与、退職金などを受け取る方 ・厚生年金、健康保険及び雇用保険の資格を取得される方 ・国民年金の第三号被保険者(従業員の配偶者) など
契約先 (契約先企業、講演等の主催企業 など)	・報酬、料金、契約金を受け取る方 など (例: 士業、外交員、集金人、保険代理人、馬主、プロスポーツ選手、ホステス等への報酬、社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬、原稿料、講演料、画料 など)
不動産業者等 (不動産仲介料、不動産使用料(家賃)を支払う法人)	・不動産業者又は法人から年間100万円超の不動産譲渡の対価、又は年間15万円超の不動産仲介料もしくは不動産使用料(家賃)を受け取る方
金融機関等 (銀行、証券会社、生命保険会社、損害保険会社、先物取引業者、金地金販売会社 など)	・金融機関で株、投資信託、公社債などの証券取引をされている方 (※平成30年以降、預貯金口座への付番を開始予定。ただし、番号の提供は任意。) (※既存口座で行う証券取引については、平成28年以降3年間の猶予あり。) ・非課税適用の預貯金・財形貯蓄をされている方 ・国外送金又は国外からの送金の受領をされる方 ・生命保険契約・損害保険契約(支払額100万円超の死亡保険、年間支払額20万超の年金保険、支払額100万円超の一時払い特約・満期返戻金特約等)、又は共済契約をされている方 ・先物取引(FX取引等)をされている方 ・信託会社に信託されている方 ・1回200万円超の金の地金を売却される方 ・非上場株の配当を受け取る株主 など
税務署、日本年金機構(※)、ハローワーク、労働基準監督署、都道府県、市町村、全国健康保険協会、健康保険組合 ※ 日本年金機構のマイナンバー利用開始は、当面の間延期。	・社会保障、税、災害対策に係る行政手続を行う方 (例: 生活保護、雇用保険の申請、健康保険給付の申請、平成28年分以降の税の確定申告等)

マイナンバーを従業員などから取得するときは、 利用目的の明示と厳格な本人確認が必要です。

利用目的はきちんと明示！

- ・ マイナンバーを取得する際は、利用目的を特定して明示（※）する必要があります。
（例）「源泉徴収票作成事務」「健康保険・厚生年金保険届出事務」
- ・ 源泉徴収や年金・医療保険・雇用保険など、複数の目的で利用する場合は、まとめて目的を示しても構いません。

※ 個人番号を取得するときは、個人情報保護法第18条に基づき、利用目的を本人に通知又は公表する。また、本人から直接書面に記載された個人番号を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する。

本人確認は成りすまし防止のためにも厳格に！

- ・ マイナンバーを取得する際は、他人の成りすまし等を防止するため、厳格な本人確認を行います。
- ・ 本人確認では、①正しい番号であることの確認（番号確認）と②手続を行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）を行います。





マイナンバー取得の際の本人確認では、 番号確認と身元確認を行います。

個人番号の確認



個人番号カード

通知
カード

or

住民票
(番号付き)



等

※ 上記が困難な場合は、
過去に本人確認の上で
作成したファイルの確認



等

身元(実在)の確認



運転
免許証

or

パス
ポート

等

※ 上記が困難な場合は、健康保険の
被保険者証と年金手帳などの2以上
の書類の提示

※ 雇用関係にあるなど、人違いでない
ことが明らかと個人番号利用事務実
施者が認めるときは、身元(実存)確
認書類は要しない

等



マイナンバーには、 利用、提供、収集の制限があります。



【マイナンバーの利用制限】

○マイナンバーの利用範囲は、法律に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務に限定されています。

【マイナンバーの提供の要求】

○社会保障及び税に関する手続書類の作成事務を行う必要がある場合に限り、本人などに対してマイナンバーの提供を求めることができます。

【マイナンバーの提供の求めの制限】

○法律で限定的に明記された場合を除き、マイナンバーの提供を求めてはなりません。

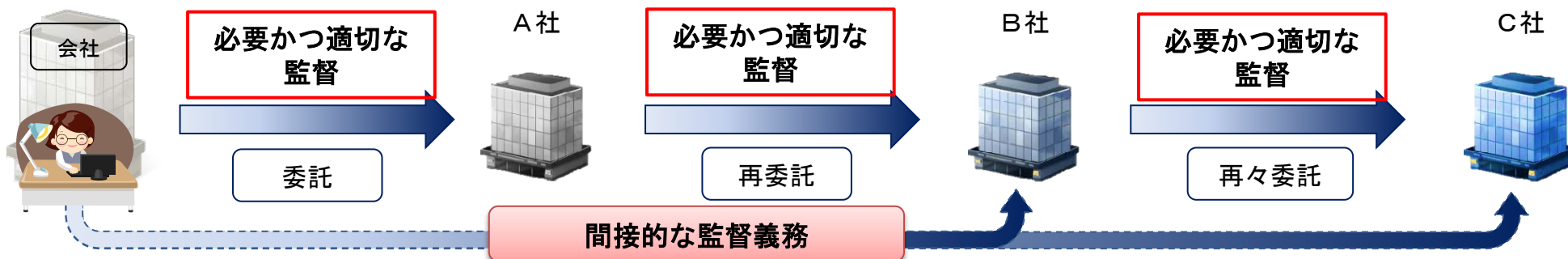
【特定個人情報の提供制限】

○法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を提供してはなりません。

【特定個人情報の収集制限】

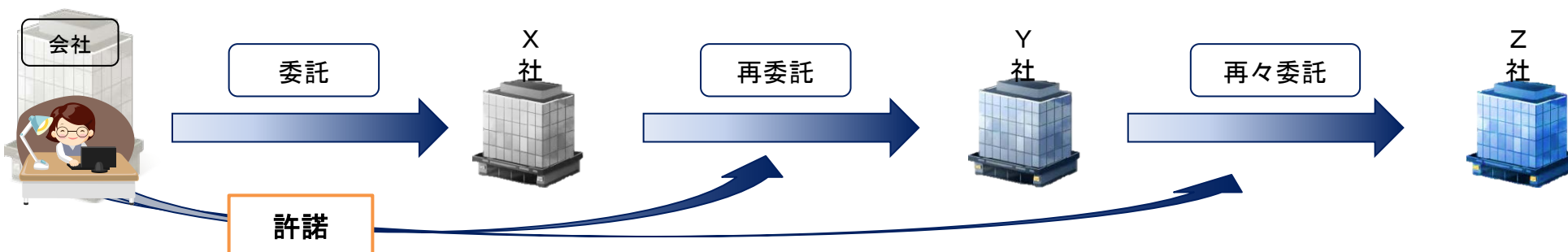
○法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集してはなりません。

マイナンバーを利用する事務の委託先・再委託先にも安全管理措置が必要です。



【委託先の監督】

○社会保障及び税に関する書類の作成事務の全部又は一部の委託をする者は、委託先において、法律に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければなりません。



【再委託】

○社会保障及び税に関する書類の作成事務の全部又は一部の委託を受けた者は、委託者の許諾を得た場合に限り、再委託をすることができます。

マイナンバーの適切な安全管理措置に 組織としての対応が必要です。

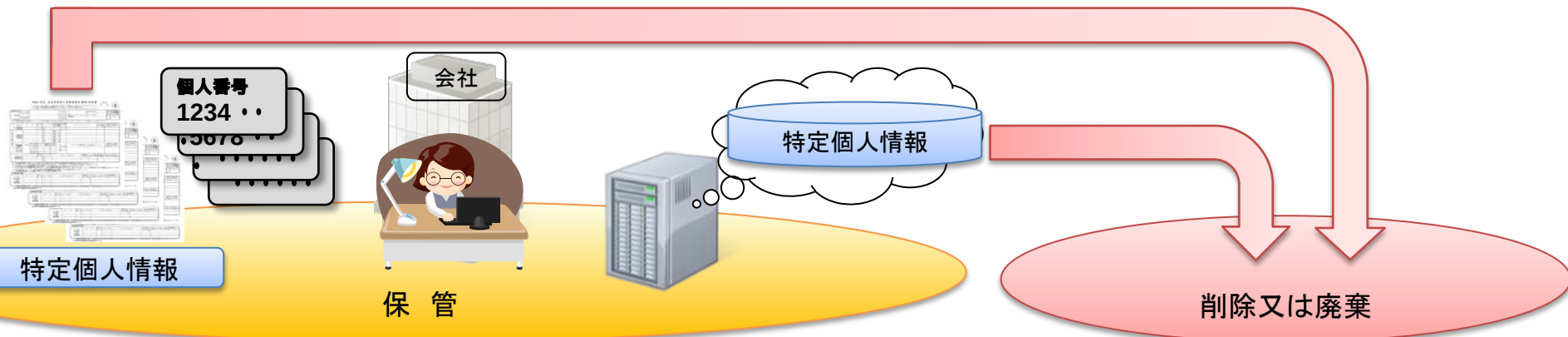


【安全管理措置】

- 事業者は、マイナンバー及び特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。また、従業員に対する必要かつ適切な監督を行わなければなりません。
- 中小規模事業者に対する特例を設けることにより、実務への影響に配慮しています。



マイナンバーの 保管（廃棄）にも制限があります。



【特定個人情報の保管制限】

○法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を保管してはなりません。

【特定個人情報の収集・保管制限（廃棄）】

○法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集又は保管することはできないため、社会保障及び税に関する手続書類の作成事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、マイナンバーをできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければなりません。

マイナンバーカード・通知カードの概要

個人番号カードの様式、申請・交付

様式

表面



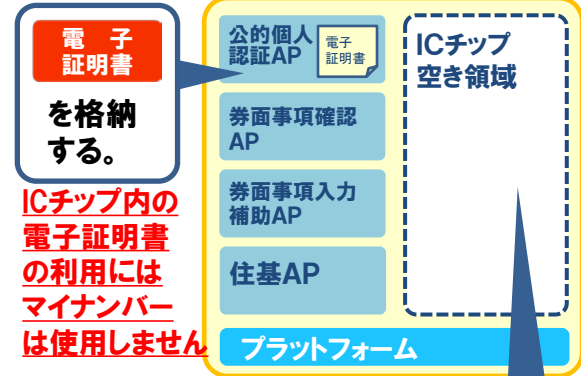
- おもて面には、住所・氏名・生年月日・性別が記載され、写真が表示され、身分証明書として利用できる。

裏面



- うら面には、マイナンバーが記載され、マイナンバーを証明することができる。

ICチップ内のAP構成



市町村等が用意した独自アプリを
搭載するために利用する。

申請・交付

H27年10月

マイナンバーの付番

H27年10月～12月

マイナンバーの通知とともに、
「個人番号カード交付申請書」を
全国民に郵送。

- ◇ 氏名、住所等をプレ印刷。写真添付、署名又は捺印をいただき、返信いただくだけで申請完了。
- ◇ スマートフォン等で写真を撮り、オンラインで申請いただくことも可能とする。

H28年1月～

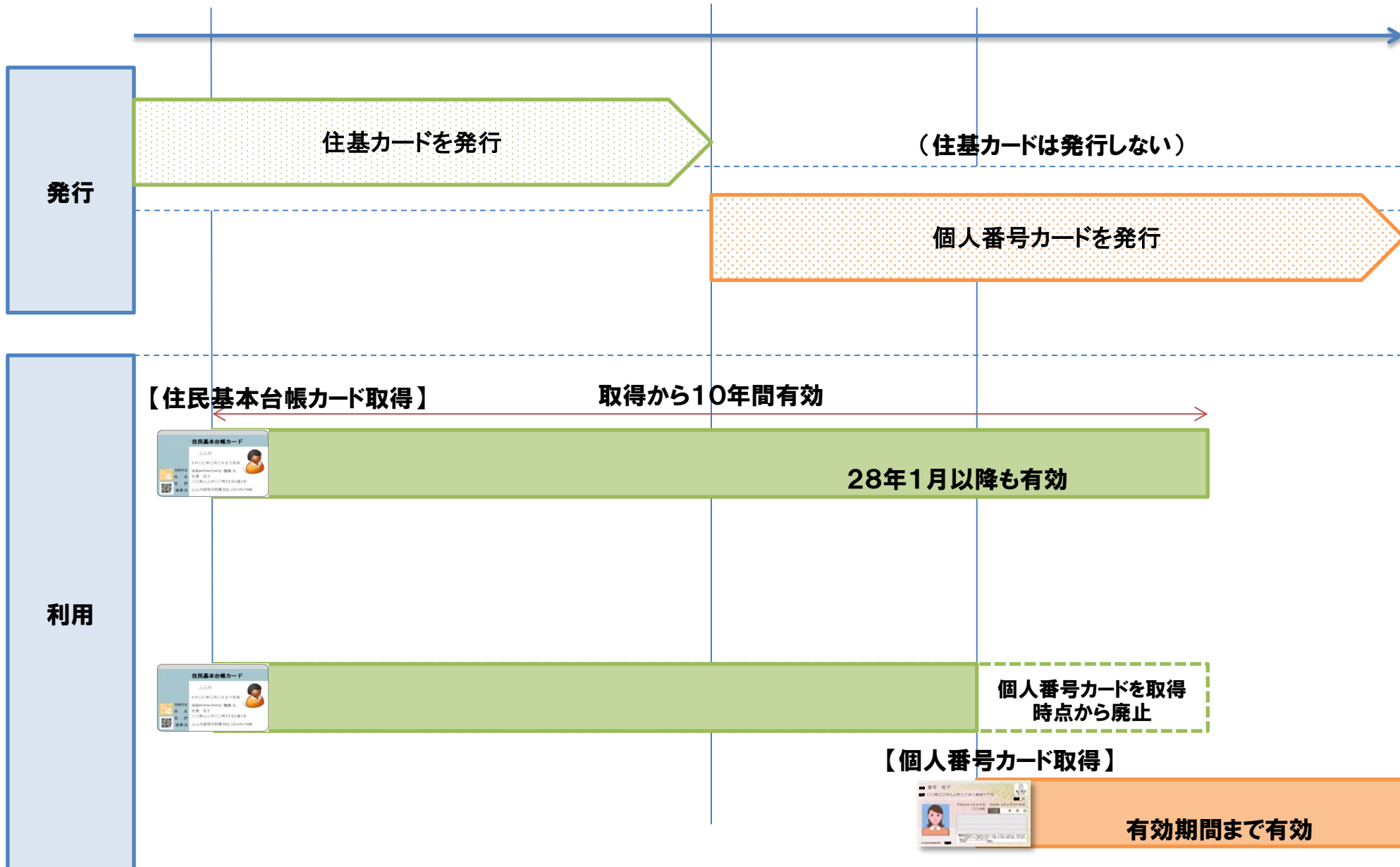
各市町村から、交付準備が
できた旨の通知書を送付。
市町村窓口へ来庁いただき、
本人確認の上、交付。

- ◇ 交付手数料については無料。
- ◇ 国民の来庁は交付時の1回のみで済むこととする。
- ◇ 申請時に来庁する方式や、企業において交付申請をとりまとめる方式など、多様な交付方法を用意する。



個人番号カードと住基カードとの関係

平成28年1月



通知カード・個人番号カード交付申請書の様式

(表)

通知カード

個人番号 0123 4567 8901
氏名 番号 花子

住所 ○○県△△市□□町○丁目△番地 1-1-1

平成5年3月31日 生 性別 女
発行日 平成27年10月00日

△△市長
A123456789

個人番号カード交付申請書
兼 電子証明書発行申請書

△△市長宛
(地方公共団体情報システム機構 宛)

申請書ID 1234 5678 9012 3456 7890 123

* 番号 花子
氏名

* ○○県△△市□□町○丁目△番地 1-1-1
住所

生年月日 * 平成5年3月31日 性別 * 女

【代替文字情報】

電話 番号 外国人住民
の区分 *

在留期間等 満了日 * 在留期間等 満了日 *

右欄の点字表記を希望する ☐ パンゴウ ハナコ
※最大11文字まで(電点等は1文字)

※上に入力されている情報は、平成00年00月00日現在のものです。

左のQRコードを読み取るとスマートフォン等から交付の申請ができます。

申請書ID 1234 5678 9012 3456 7890 123

右のQRコードは製造管理用です→

10000019 01/01
3190110000019#

視覚障がい者用
音声コード

(裏)

白黒すき入れ(「桜」図案)

地紋印刷

マイクロ文字

コピー牽制

マイナンバー

●法律で認められた者以外の者が個人番号をコピーすることは、法律で禁止されています。また記載事項を改ざんした者は、法律により罰せられます。
●この通知カードを拾得された方は、お手数ですが、下記連絡先までご連絡ください。Tel XXX-XXX-XXXX (連絡先) 個人番号カードコールセンター XXX-XXXX
●この通知カードは、個人番号カードの交付を受ける場合は、市町村に返納しなければなりません。

顔写真貼付欄

サイズ
(縦4.5cm×横3.5cm)

申請日 年 月 日

申請者氏名(自署) 印

●以下の電子証明書の詳細については、同封の「ご案内」をご覧ください。

発行を希望しない電子証明書がある場合、下の口を黒く塗りつぶしてください。

☐ 署名用電子証明書※ 不要 ※15歳未満の方、成年被後見人の方にのみ原則発行されません。
☐ 利用者証明用電子証明書 不要

【ご注意】電子証明書は、e-Tax等の電子申請、マイナポータルへのログイン、コンビニ交付サービスなど多様なサービスを提供するためのものです。
□を黒く塗りつぶす場合には、電子証明書の機能が搭載されないこととなります。

代理人記載欄

ふりがな 代理人氏名(自署) 印 本人との関係

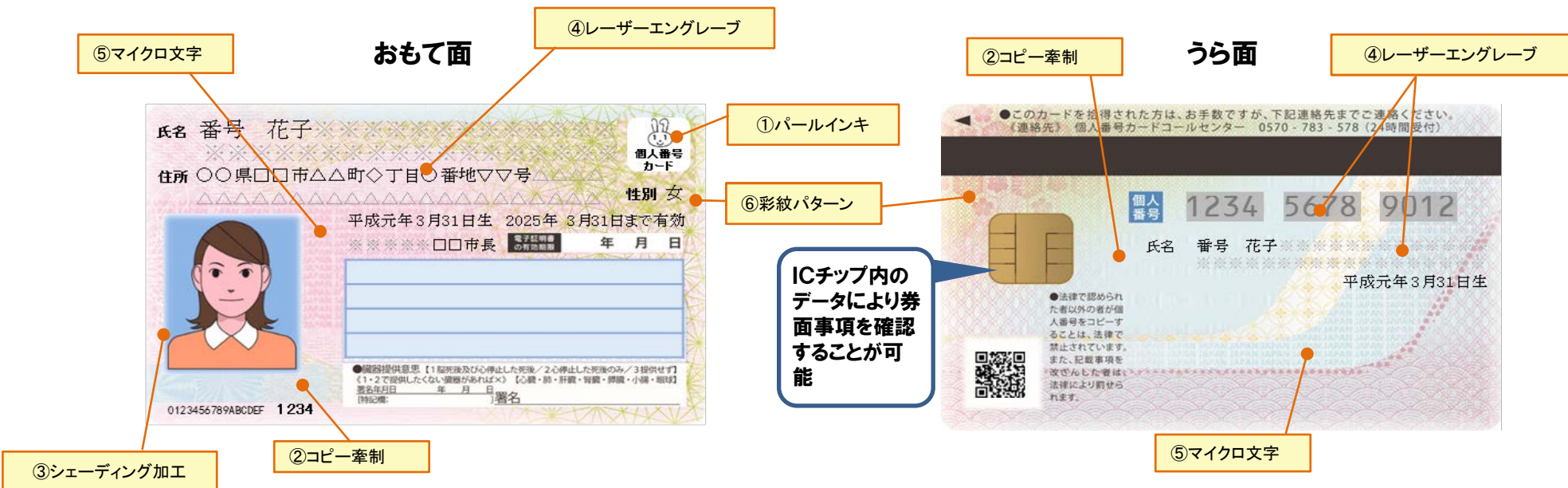
代理人住所 (電話番号:)

●15歳未満の方、成年被後見人の方が申請を行う場合は、法定代理人の方が、以上の「代理人記載欄」にご記入ください。
●申請の際は、同封の「ご案内」をご覧ください。
●表面の記載事項のうち、*印の付いた項目に誤りや変更がある場合、申請は受付できませんので、本申請書は送付せず、お住まいの市町村窓口にお問合せください。
●切り取った本紙は、お問合せの際に必要となりますので、通知カードと併せて大切に保管してください。

簡易書留による郵送
(ポストへの投函
ではなく、郵便局
員による手渡し)

個人番号カードのセキュリティ対策について（券面）

○ 平成28年1月から個人番号カードの交付開始。交付の際には、厳格な本人確認を行う。



セキュリティ対策	内容と必要性
①パールインキ	見る角度によって2色に変化して見え、偽変造が困難
②コピー牽制	コピー機等で複写した場合、隠れた文字が浮かび上がり、真正な個人番号カードのコピーであることが判別できる
③シェーディング加工	顔写真のエッジにぼかし加工を施すことで、顔写真の貼り替えが困難となる
④レーザーエングレーブ	レーザー光でカード基材を黒く変質させることで印字する技術で、偽変造が困難となる
⑤マイクロ文字	特定の箇所に通常のコピー機やプリンターでは印刷できない微細な文字を配置することにより、偽造が困難となる。
⑥彩紋パターン	微細な線やグラデーション等で複雑な模様を背景に施すことにより、偽変造が困難となる。

個人番号カード(ICチップ)の記録事項



~~個人番号カード(ICチップ)には、プライバシー性の高い
個人情報記録されているので、カードを盗まれたり
落としたりしたときに情報が漏れるのではないかと心配。~~



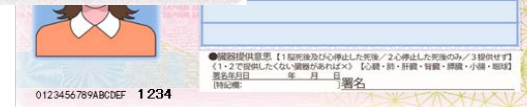
個人番号カード(ICチップ)に、
プライバシー性の高い個人情報は
記録されない。

- 個人番号カード(ICチップ)に記録されるのは、①券面記載事項(氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、本人の写真等)、②総務省令で定める事項(公的個人認証に係る『電子証明書』等)、③市町村が条例で定めた事項等、に限られる。
- 『地方税関係情報』や『年金給付関係情報』等の特定個人情報は記録されない。



(裏面)

(表面)



個人番号カードの
様式(案)

個人番号カード交付・電子証明書発行通知書 兼 照会書の様式

(表)

郵便はがき A10-012345

料金後納郵便

012012340123456789

999-9999
〇〇県■■市△△町◇丁目○番地▽▽号

番号 花子 様

あなたが申請した個人番号カードの交付場所は以下のとおりです。
表面に記載の必要書類を持参のうえ来庁してください。

市区町村名	■■市
交付場所名	■■市役所
交付場所所在地	〇〇県■■市△△町◇-◇-◇
電話番号	01-2345-6789

代替文字情報 ×→▲ ○→◎ ●→□

電子証明書に使用される文字は、一般パソコン等で表示できる文字に限られます。表示できない文字がある場合は上記の文字に置き換えますので、別の文字を希望される場合は、交付窓口で変更を申し出てください。

■■市役所
〇〇県■■市△△町◇-◇-◇

はがす

目隠しシールをはがして、交付場所を確認してください。



〔注意〕はがした目隠しシールは、個人番号カードの受領を代理人に委任される場合には、本人が裏面の暗証番号記入欄の上に貼付してください。個人番号カードの受領を代理人に委任される方は、先に暗証番号を記入してからはがしてください。

(裏)

A10-012345

■■市長

個人番号カード交付・電子証明書発行通知書 兼 照会書

申請いただいた個人番号カード等が準備できましたので、照会します。あなたの意思に基づき申請に相違なければ以下の回答書に署名又は記名押印し、あなたご自身が以下の書類を持参して表面記載の交付場所に、までに来庁してください。なお、暗証番号(下記①～④)を事前に考えておいてください。また、15歳未満の者又は成年後見人には、その法定代理人が同行してください。

○本通知書 ○通知カード ○住民基本台帳カード(お持ちの方のみ) ○本人確認書類(運転免許証、旅券、在留カード等のうち1点。これらをお持ちでない方は、「氏名・生年月日」又は「氏名・住所」が記載された、市町村長が適当と認める書類のうち2点(健康保険証、年金手帳、社員証、学生証、学校名が記載された各種書類、預金通帳、医療受給者証等) ※15歳未満の者等に同行する法定代理人も同様に必要。
○代理権の確認書類(15歳未満の者等の法定代理人のみ必要(「ご案内」等ご参照)。ただし同一世帯の親等は不要。)

回答書 平成 年 月 日

■■市長宛
個人番号カード交付申請及び電子証明書発行申請は、私の意思により申請したものに相違ありません。

本人の住所
本人の氏名 _____ 印

病者、身体障害その他やむを得ない理由により、本人の出頭が困難で代理人にカード受領を依頼される場合には、以上の書類に加え、○代理人の本人確認書類 ○ご本人の出頭が困難であることを証する書類 ○代理権の確認書類(法定代理人は戸籍謄本等、その他の代理人の場合は以下の委任状の欄に、あなたご自身が署名又は記名押印)を、代理人に持参させてください。なお、本人確認書類は、以上の書類と若干異なりますので、通知カード送付時に同封されたご案内等でご確認ください。

委任状 平成 年 月 日

■■市長宛
本人の住所
本人の氏名 _____ 印

私は、下記の者を代理人として個人番号カードの受領、電子証明書の発行手続き(代替文字の選択を含む)及び受領の権限を委任しました。

代理人の住所
代理人の氏名 _____ 印

代理人に委任する場合は、あなたご自身が暗証番号を記入のうえ、目隠しシールを暗証番号部分の上に貼付してください。

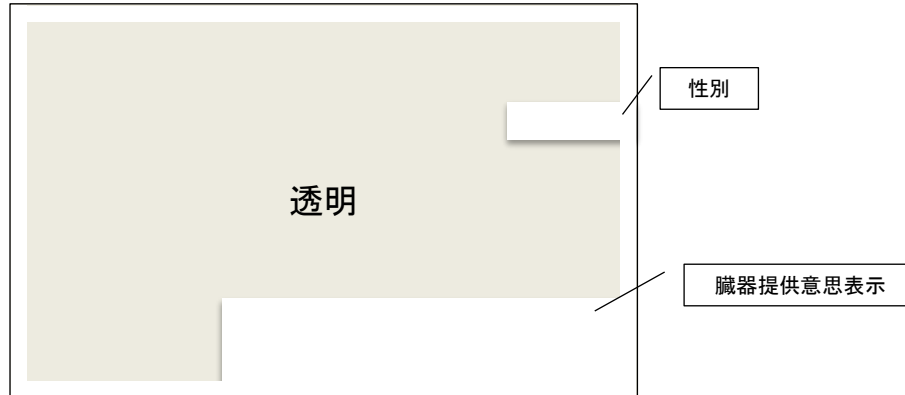
①署名用電子証明書暗証番号(英数字6文字以上16文字以下)
②利用者証明用電子証明書暗証番号(数字4桁)
③住民基本台帳用暗証番号(数字4桁)
④券面事項入力補助用暗証番号(数字4桁)

詳細は、通知カード送付時に同封されたご案内(7ページ)をご覧ください。又は、ホームページ(個人番号カードはマイナンバーカード)をご覧ください。個人番号カード利用センター(060-765-0181)にお問い合わせてください。ホームページURL: <https://www.kojinbango-card.go.jp>

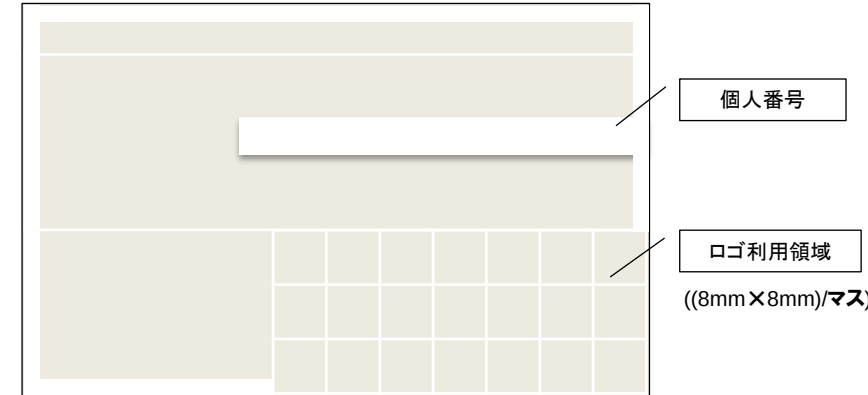
必要に応じ再利用

個人番号カードのカードケースデザイン

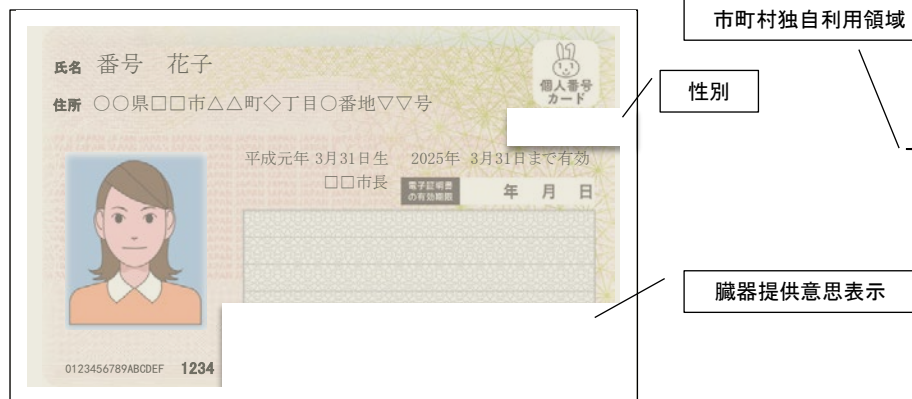
カードケース（表）



カードケース（裏）



個人番号カード挿入イメージ（表）



個人番号カード挿入イメージ（裏）



市区町村窓口における個人番号カード交付時の流れ(交付時来庁方式の場合)



市区町村
住所地

事業者
(市による業務委託)

交付通知書
受領

来庁

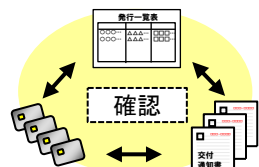
カード受領

本人確認書類
通知カード
交付通知書

利用の
ご案内
暗証番号
記録
番号カード
(+カードケース)

カード交付処理

カード・交付通知書
等受領



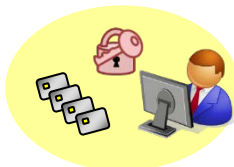
・内容物(発行一覧表・
交付通知書・個人番号
カード)の確認

・カードケースの確認
(上記カード類とは別
便にて配送)

【確認事項】

・発行一覧表の内容と
交付通知書・個人番号
カードの内容の照合
・カード券面の破損・印
刷ミス等の確認
など

交付前設定



・統合端末の本人確認
情報と券面情報との照
合

・券面AP・補助APの情
報の確認

・電子証明書の希望の
有無の確認
→「署名用」を希望し
ない場合は破棄処理、
「利用者証明用」を希望
しない場合は失効処理
を実施

交付通知書送付



・交付通知書に交付
期限を記載

・交付通知書送付

※ある程度間隔をあ
けて順次送付するこ
とで、窓口の混雑を
緩和

交付時本人確認



・申請者が提示する以下の書類によ
り本人確認を実施

・交付通知書
・通知カード
・本人確認書類
・交付通知書、通知カードを回収

・目視及び顔認証システムにより申
請者と個人番号カードの顔写真を照
合⇒明らかな差異がある場合は写
真を撮り直しの上再申請を促す

・券面に印字誤りがないことを確認
・統合端末の本人確認情報と本人確
認書類との照合を実施

暗証番号設定



・以下の暗証番号を設定
してもらう

①署名用電子証明書用
②利用者証明用電子証
明書用
③住民基本台帳用
④券面事項入力補助用

※①英数字6～16桁、
②～④数字4桁

カード交付



・代替文字情報につ
いて確認し、必要に
応じ再設定(署名用
電子証明書、券面事
項入力補助AP)

・個人番号カード及び
カードケース交付

・暗証番号を忘れな
いよう、暗証番号を
記録するための書類
を交付

・個人番号カード・電
子証明書の利用の
ご案内を交付

統合端末において運
用中の住基カードが
あれば、返納を受け、廃
止処理を行う

交付前設定で「署名用」の破棄処理をして
いる場合は①の設定は不要、「利用者証
明用」については失効処理をしている場
合でも②の設定が必要

個人番号カードを紛失した場合の対応～24時間365日体制のコールセンターとカードセキュリティ対策～

カードの紛失

本人が
気付く

コールセンターに連絡

コールセンター対応

- 24時間365日体制にて対応
- 紛失の連絡を受け付け次第、一時停止処置対応
- 日本語以外の言語にも対応
(英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語を予定)
- 第三者が拾得した場合、早急に市町村へ連絡し、本人に連絡を行うように対応

市町村窓口

手元に戻る場合

- ・市町村窓口へ
- ・一時停止を解除し、本人利用の再開

手元に戻らない場合

- ・市町村窓口へ
- ・廃止を行い、再交付を申請

本人が
気付かない

コールセンター
に連絡

第三者が拾得

警察に拾得物として届いた場合、警察から本人又は発行市町村に連絡

本人が
気付かない

悪用を試みる

悪意

第三者が拾得

セキュリティ対策により悪用困難

顔写真付きであることに加え、ICチップにはプライバシー性の高い個人情報は記録されない

アプリ毎に異なる暗証番号を設定し、入力を一定回数以上間違えるとカードがロック

入力1回目
入力2回目
入力3回目

ICチップは偽造を目的とした不正行為に対する耐タンパー性を有する

※タンパー (tamper) : 「干渉する」「いじくる」「いたずらする」「勝手に変える」の意

ICチップを
取り出す
情報を
盗み取る

個人番号カードの申請状況(2月7日(日)時点)

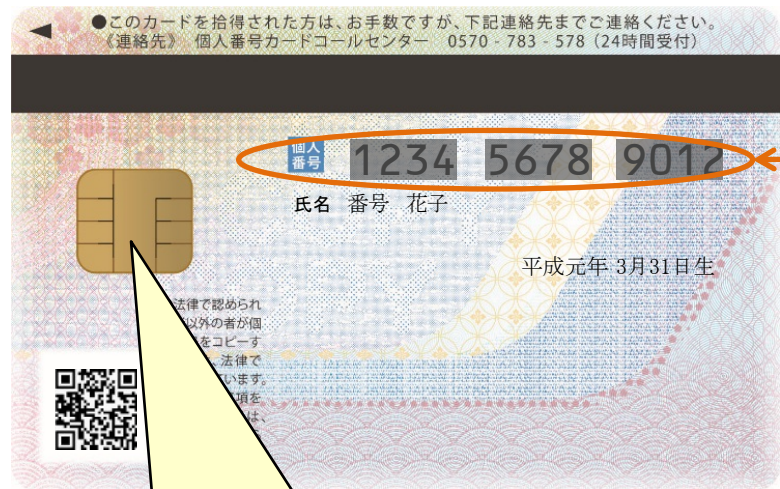
- ① 個人番号カード有効受付件数 (滞留分除く)
・・・ 5, 9 6 1, 5 4 8 件
- ② 個人番号カード申請推計件数 (滞留分含む)
・・・ 8, 0 9 2, 9 7 6 件
- ③ 各日平均申請件数 (2/1～2/7)
・・・ 4 0, 4 1 7 件
- ④ 個人番号カード申請率 (②／12,800万人)
・・・ 約 6. 3 1 %

マイナンバーカードの利活用

個人番号と個人番号カード(ICチップ)の利用について

◎ICチップ内の電子証明書の利用には個人番号(マイナンバー)は使用しません

個人番号カードの裏面



ICチップ内のAP構成

電子証明書
(署名用、利用者証明用)

空き領域

その他(券面情報等)

①個人番号

- ・社会保障、税又は災害対策分野における法定事務又は地方公共団体が条例で定める事務においてのみ利用可能
- ・個人番号を利用できる主体は、行政機関や雇用主など法令に規定された主体に限定されており、そうでない主体がカードの裏面をコピーする等により、個人番号を収集、保管することは不可

法令で利用できる主体が限定

②電子証明書 (署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)

- ・行政機関等(e-TAX、マイナポータル等)のほか、新たに総務大臣が認める民間事業者も活用可能に
例:金融機関におけるインターネットバンキング等
- ・電子証明書の発行番号と顧客データを紐づけて管理することにより、様々なサービスに活用が可能

電子証明書のイメージ

発行番号	R2222
発行年月日	〇年〇月〇日
有効期間	〇年〇月〇日
発行者	機構

 利用者証明用公開鍵

民間も含めて活用が可
幅広く

③空き領域

- ・市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は総務大臣の定めるところにより利用可能
例:印鑑登録証、国家公務員身分証
- ・新たに民間事業者も総務大臣の定めるところにより利用可能に

個人番号カードに格納される公的個人認証サービスについて



公開鍵暗号方式

公的個人認証サービスが採用する暗号方式。秘密鍵と公開鍵はペアとなっており、片方の鍵で暗号化されたものは、もう一方の鍵でしか復号できない性質をもつ。

署名用電子証明書(既存)

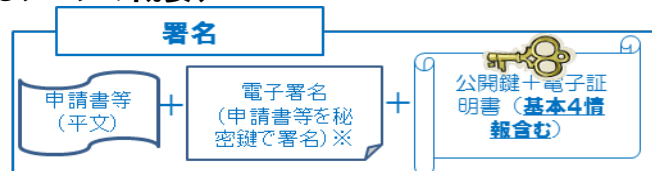
(性質)

インターネットで電子文書を送信する際などに、署名用電子証明書を用いて、文書が改ざんされていないかどうか等を確認することができる仕組み

(利用局面)

e-Taxの確定申告等、文書を伴う電子申請等に利用される。

(利用されるデータの概要)



※ 電子署名法(平成12年法律第102号)の「電子署名」に該当し、同法第3条による「真正な成立の推定」の対象になり得る。

利用者証明用電子証明書(新規)

(性質)

インターネットを閲覧する際などに、利用者証明用電子証明書(基本4情報の記載なし)を用いて、利用者本人であることのみを証明する仕組み

(利用局面)

マイナポータルログイン等、本人であることの認証手段として利用される。

(利用されるデータの概要)

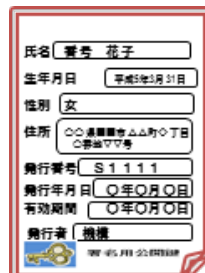
利用者証明



署名用秘密鍵

- ※ カードの中の格納された領域から外に出ることがない
- ※ 秘密鍵を無理に読みだそうとすると、ICチップが壊れる仕組み

電子証明書のイメージ



※基本4情報を記録

利用者証明用秘密鍵

- ※ カードの中の格納された領域から外に出ることがない
- ※ 秘密鍵を無理に読みだそうとすると、ICチップが壊れる仕組み

電子証明書のイメージ



※基本4情報の記録なし

個人番号カードのメリット

行政

民間

個人番号を証明する書類として



○個人番号を証明する書類として
個人番号カードを提示

○所得把握の精度向上
○公平・公正な社会を実現

番号法施行後は、就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等、多くの場面で個人番号の提示が必要となる。

券面

を利用

本人確認の際の公的な身分証明書として



なりすまし被害の防止

◇個人番号の提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ1枚で十分。唯一のカード。
◇金融機関における口座開設、パスポートの新規発給、フィットネスクラブの入会など、様々な場面で活用が可能。

券面

または

電子
証明書

を利用

付加サービスを搭載した多目的カード

- 国～健康保険証、国家公務員身分証の機能搭載を検討中
- 自治体～印鑑登録証、図書館カード等として利用可能
- 民間～ポイントカードや入退社管理、社員証等として利用可能

将来的には様々なカードが
個人番号カードに一元化

券面

または

アプリ

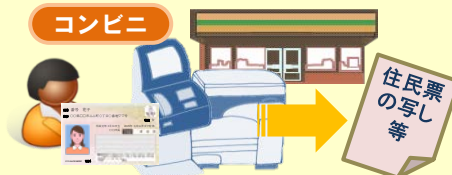
または

電子
証明書

を利用

行政

コンビニなどで行政上の各種証明書を取得



○コンビニ等において住民票、
印鑑登録証明書などの公的な
証明を取得できる。

○住民の利便性向上
○市町村窓口の効率化

現在、100市町村が導入し約2,000万人が利用できる。
平成28年度中に、導入市町村は約300に増加し約
6,000万人が利用できることとなる予定。

アプリ

または

電子
証明書

を利用

各種行政手続のオンライン申請



○電子申請(e-Tax等)の利用
○行政からプッシュ型の情報(お知らせ)を取得

○行政の効率化
○手続き漏れによる損失の回避

マイナポータルへのログインを
はじめ、各種の行政手続の
オンライン申請に利用できる。

電子
証明書

を利用

民間

各種民間のオンライン取引／口座開設



○インターネットにおける不正アクセスが多発
→公的個人認証サービスの民間開放
○インターネットへの安全なアクセス手段の提供

オンラインバンキング等を
安全かつ迅速に利用

オンラインバンキングをはじめ、
各種の民間のオンライン取引に
利用できるようになる。

電子
証明書

を利用

「コンビニ交付サービス」の普及拡大について

○全国のコンビニエンスストア（約48,000）で住民票の写し等が取得可能なコンビニ交付サービスについて、個人番号カードの導入に伴い、平成28年度中に、コンビニ交付の実施団体数を300団体とし、実施団体の人口の合計も3倍の6,000万人を超えることを目指す。

個人番号カード

表面

裏面



◆H28.1から交付開始

◆交付手数料は無料

住民

コンビニ等
(約48,000箇所)

市町村
(約1,740箇所)

証明書
交付センター

コンビニチェーン



※1 一部店舗でのみご利用いただけます。
※2 平倉県内2店舗、増玉県内1店舗で営業時間内にご利用いただけます。

証明書発行サーバ



証明書情報を作成

J-LIS
証明書裏面の
偽造防止情報も
付加

証明書を交付

●取得できる証明書

- ・住民票の写し
- ・印鑑登録証明書
- ・住民票記載事項証明書※
- ・各種税証明書※
- ・戸籍証明書※
- ・戸籍の附票の写し※

※対応しない市町村もあり。

導入のメリット

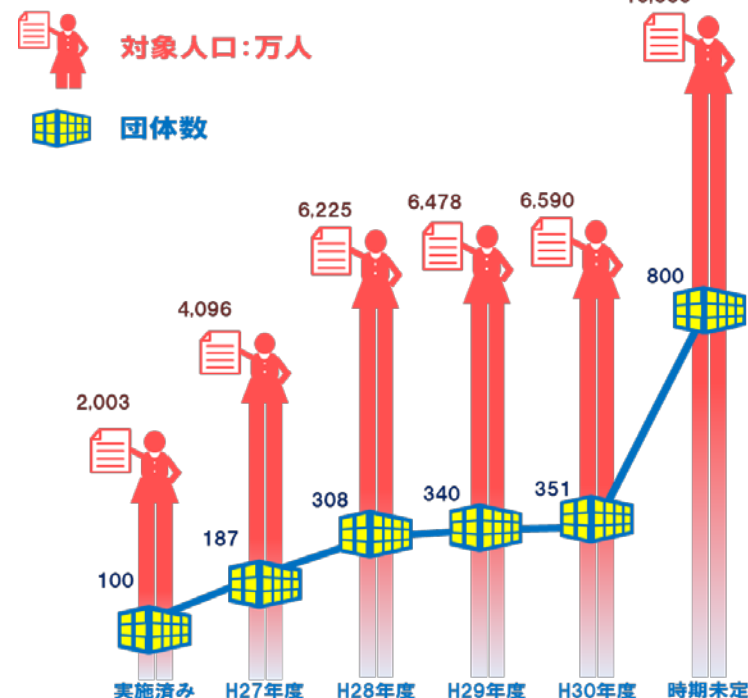
- ・住民の利便性向上
- ・窓口業務の負担軽減
- ・証明書交付事務コストの低減

いつでも 早朝から夜（6:30～23:00）まで土日祝日も対応

どこでも 全国の約48,000店舗で交付を受けられる

(参考) コンビニ交付に係る市町村へのアンケート

調査結果



※ J-LISが平成26年度末に実施したアンケート調査結果による。
実施済み団体数は平成27年6月1日現在。
対象人口は 平成26年1月1日現在の人口をもとに算出。

住所地と本籍地が異なる場合の戸籍証明書等交付について

住所地と本籍地が異なる住民に対して、コンビニ交付で戸籍証明書及び戸籍の附票の写し（以下「本籍地証明書」という。）を取得できる機能を加えるための検討を行っています。

本籍地証明書を取得するための手順は、次のとおりとなります。

- 1) 事前に、本籍地の証明発行サーバに本籍地証明書利用登録申請を行う（インターネットまたはキオスク端末による申請）。
→本籍地の戸籍担当者は申請情報に基づき、利用者登録（戸籍証明書と利用者の紐付け）を行う。
- 2) 数日後（利用者登録完了後）、キオスク端末より本籍地の戸籍証明書を取得する。

